【青森県】　新型コロナウイルス感染症に関する支援について（７月６日現在）

○ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方や県民の方を支援するための制度等をご案内します。**
この他にも、お住まいの市町村で独自の支援策を実施している場合もありますので、必要に応じてお住まいの市町村へお問い合わせください。

生活にお困りの方への支援（主なもの）

○特別定額給付金

・実施主体　　市町村
・給付対象者　基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
・受給権者　　その者の属する世帯の世帯主
・給付対象者1人につき１０万円

■問い合わせ先　各市町村
■コールセンター　　0120-260-020 9:00～20:00（土日・祝日含む）

○子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給
・対象児童一人当たり１万円

■問い合わせ先　各市町村
■コールセンター　　0120-271-381 9:00～18:30（土日・祝日を除く）

○ひとり親世帯への臨時特別給付金

児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給
・１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円。さらに収入減の場合５万円

■問い合わせ先　各市町村
■コールセンター　　0120-400-903 9:00～18:00（土日・祝日を除く）

○生活福祉資金貸付制度の特例貸付（償還免除の特例あり）

① 緊急小口資金

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸付を必要とする世帯
・限度額 １０万円 以内
ただし、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は２０万円以内
・貸付利率 無利子　・保証人 不要　・償還期限 ２年以内（据置期間１年以内）

② 総合支援資金

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
・限度額 単身世帯：月額１５万円 以内　複数世帯：月額２０万円 以内
・貸付利率 無利子　・保証人 不要　・貸付期間 原則３か月以内
・償還期限 １０年以内（据置期間１年以内）

①、②いずれも貸付申込受付は9月末までとなります。

■ご相談・申込み先　各市町村社会福祉協議会
■コールセンター　　0120-46-1999 9:00～21:00（土日・祝日含む）

○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度の保険料の減免、傷病手当金の支給等

・新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対しては減免や徴収猶予が認められる場合があります。
・感染者となって働けなくなった方等に対しては、傷病手当金の支給が認められる場合があります。
・新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがあり、帰国者・接触者相談センターに 相談した上で帰国者・接触者外来の受診等をした場合は、国保の被保険者資格証明書を提示した際の窓口の負担割合は、被保険者証と同様となります。

■問い合わせ先　各市町村、青森県後期高齢者医療広域連合

高校生・大学生に関する支援（主なもの）

○県立・私立高等学校等における教育費負担の軽減

保護者が失職するなどにより収入が減少し、家計が急変した世帯の授業料の減免や奨学のための給付金の支給を行います。

■問い合わせ先（県立)青森県教育庁学校施設課財務グループ 017-734-9873
(私立)青森県総務部総務学事課学事振興グループ 017-734-9869

○高等学校奨学金・大学奨学金の緊急募集等

新型コロナウイルス感染症により家計が急変した世帯の生徒の採用募集を随時受け付けています。また、返還者の収入が著しく減少した場合等は返還猶予願いの提出により返還を猶予することができます。

■問い合わせ・申込み先
・高等学校奨学金（採用募集）現在在学している高等学校等
（返還猶予）公益財団法人青森県育英奨学会017-734-9879
・大学奨学金　現在在学している大学、独立行政法人日本学生支援機構等

○学生支援緊急給付金

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている学生を支援します。大学・短大・高専・専門学校生等に対して1人当たり20万円(住民税非課税世帯の場合),10万円(左記以外の場合)を給付します。

■問い合わせ・申込み先　各大学等の学生課等の窓口

○新卒者内定取消等特別相談窓口

青森新卒応援ハローワーク 青森県観光物産館アスパム3階(017-774-0220)
・内定が取り消されてしまいそうなとき
内定取消の回避に向けた事業主への働きかけを行います。
・内定が取り消されてしまったとき
新たな就職先の確保に向けて、個別にきめ細かに支援します。

生活にお困りの方への支援（主なもの）

住居に関する支援（主なもの）

○県営住宅の提供

入居対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等による解雇等により、住まいの確保が困難となった方。（世帯又は単身）

（例）
- 雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方
- 雇用先の住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方
- 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方

対象となる県営住宅

県営住宅の所在地	団地名（所在地、間取り・募集戸数）
青森市	野木和（青森市大字羽白字沢田、3LDK・１戸） 戸山第二（青森市赤坂１丁目、4LDK・２戸） 戸山第三（青森市赤坂１丁目、3LDK・１戸１）
弘前市	城西（弘前市大字城西３丁目、3DK・１戸） 小沢（弘前市大字桜ヶ丘４丁目、3LDK・２戸、3K・１戸） 宮園第二（弘前市大字宮園４丁目、3DK・１戸） 宮園第二（弘前市大字青山３丁目、3DK・１戸）
八戸市	河原木（八戸市下長４丁目４番、3K・4戸、3LDK・1戸）
五所川原市	広田（五所川原市みどり町５丁目、3LDK・２戸）
十和田市	上平（十和田市大字三本木字上平、3LDK・3戸）

家賃（世帯収入により算出）、駐車場使用料、水道光熱費、共益費等**入居者負担**
敷金　家賃の３か月分（納付の猶予措置があります。）
入居期間　１年を超えない期間（事情等による更新の可能性があります。）
連帯保証人　原則として１名（三親等以内の親族であれば県外居住でも可。）

県営住宅の所在地	受付場所及びお問い合わせ先 ※まず、お電話でお問い合わせください
青森市	コーポラス青森グループ 県営住宅青森管理事務所（代表：豊産管理㈱） （住所）青森市大字大野字前田21-11　（電話）017-762-7818
弘前市	コーポラス青森グループ 県営住宅弘前管理事務所（代表：豊産管理㈱） （住所）弘前市大字清野袋一丁目11-7　（電話）0172-31-3323
八戸市	株式会社東北産業 （住所）八戸市八太郎一丁目1-8　（電話）0178-20-4002
五所川原市	株式会社サン・コーポレーション （住所）五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18　（電話）0173-38-3181
十和田市	上北地域県民局 地域整備部 建築指導課 （住所）十和田市西十二番町20-12十和田合同庁舎内 （電話）0176-22-8111

○住居確保給付金の拡充

- 支給対象　離職・廃業後2年以内、または給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況で住居を失うおそれが生じている方
- 支給要件　収入が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12＋国が定める家賃相当額を超えないこと等
- 支給期間　原則３か月（求職活動等を誠実に行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

■問い合わせ先　各市町村生活困窮者自立支援制度担当課
■コールセンター　0120-23-5572 9:00～21:00（土日・祝日含む）

就労に関する支援（主なもの）

○農業法人でのアルバイト紹介を希望の方

新型コロナウイルスの影響などで、副業や兼業を検討している方に、農業法人等の求人情報を提供します。
仕事の内容は、栽培管理の補助作業や、室内で行う調製作業など、初心者でもすぐ対応できる作業を想定しています。

■問い合わせ・申込み先
・農業労働力 ワンストップ相談窓口（（公社）あおもり農林業支援センター）
電話：017-773-3131

税制措置等（主なもの）

○国税・地方税や各種公共料金の支払の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方に対して支払の猶予を行います。猶予の要件等は下記に問合せください。

■問い合わせ先 （国税）各税務署 （県税）各地域県民局県税部 （市町村税）各市町村
（各種公共料金）各事業者

各種相談窓口（主なもの）

■子どもに関する相談窓口（各児童相談所）以下のアドレスでメールも受け付けています
メールアドレス　kodomo-madoguchi@pref.aomori.lg.jp

■ひとり親家庭の方へ
母子父子寡婦福祉資金貸付に関する問い合わせ・申込み先
各地域県民局地域健康福祉部福祉総室、福祉こども総室
※青森市在住の方は青森市福祉事務所、八戸市在住の方は八戸市福祉事務所

■DVに悩んでいる方へ
「DV相談ナビ」全国共通番号 0570-0-55210(最寄りの相談窓口へ電話を自動転送します)
「DV相談+（プラス）」電話、メール、チャットでの相談
0120-279-889、http://soudanplus.jp/
（電話・メールは24時間受付、チャットは12:00～22:00)

■こころの悩み事がある方へ
青森県立精神保健福祉センター「こころの電話」017-787-3957,3958 (9:00～16:00)※
生活と健康をつなぐ法律相談（青森県障害福祉課申込専用電話）
017-734-9310（月・水・金 9:00～16:00）※
※土日、祝日、年末年始を除く

■様々な問題でお悩みの女性の方へ
青森県男女共同参画センター相談室017-732-1022(9:00～16:00)※毎週水曜日を除く

■借金（多重債務）などでお困りの方へ
消費者ホットライン　（局番なし）188(平日9:00～17:30、土・日・祝10:00～16:00)
東北財務局青森財務事務所　017-774-6488(平日8:30～12:00、13:00～16:30)
消費者信用生活協同組合　青森事務所 0120-102-143、八戸事務所 0120-102-084
弘前事務所 0172-55-7795 (青森・八戸　平日及び第2･4土曜日9:00～17:00、
弘前　平日9:00～17:00)

■新型コロナウイルスに便乗した悪質商法・詐欺等に関する相談
消費者ホットライン（局番なし）188(平日9:00～17:30、土・日・祝10:00～16:00)
給付金関連消費者ホットライン0120-213-188(10:00～16:00)
警察相談専用電話#9110(平日8:30～17:00)

中小・小規模事業者、個人事業主の方向け（主なもの）

○資金繰りにお困りの方

新型コロナウイルス感染症により、売上高等が減少している方は「経営安定化サポート資金『災害枠』」の融資を活用いただける場合があります。

融資対象	限度額	影響を受ける売上高	融資利率	利子の補給	信用保証料の助成	融資期間（うち据置期間）
小・中規模事業者 個人事業主	4,000万円	▲5％以上	原則 年0.9％	借入後 3年間補給	100％助成	10年以内 （５年以内）

※利子の補給及び信用保証料の助成を受けるに当たっては、　各市町村によるセーフティネット４号、５号、危機関連保証の認定を受ける必要があります。

■取扱金融機関　県内金融機関
（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
■問い合わせ先　青森県信用保証協会
TEL017-723-1354（保証業務課）
青森県商工労働部商工政策課
TEL017-734-9368（商工金融グループ）

○持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

・給付対象者
中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50％以上減少している方

・給付額　中小法人等２００万円以内、個人事業者等１００万円以内
※前年の総売上（事業収入）－前年同月比▲50％月の売上×12か月
※ただし、昨年１年間の売上からの減少分が上限

■問合せ先　持続化給付金事業　コールセンター（１２月まで）
0120-115-570（毎日8:30～19:00）※７月からは土曜日を除く

○雇用調整助成金の特例措置の拡大（令和2年4月1日から9月30日まで）

雇用調整助成金は経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練手又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

・特例措置の対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主（全業種）
・休業手当に対する上限額の引き上げと助成率の拡充
中小企業2/3 → 4/5（解雇等を行わず雇用維持を行う場合１０／１０）
日額上限額 8,330円 → 15,000円
・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
・生産指標（売上高等）の要件を3か月10％以上から1か月5％以上低下に緩和　等
※令和2年6月12日現在

■問い合わせ先 最寄りの各ハローワーク、青森労働局TEL017-721-2003(職業対策課)

税制措置（主なもの）

・国税・地方税の徴収の猶予の特例
・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減
・欠損金の繰戻しによる還付の特例

■問い合わせ先 （国税）各税務署 （県税）各地域県民局県税部 （市町村税）各市町村

○生産性革命推進事業の特別枠・事業再開枠の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

①ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援
【特別枠】補助上限：1,000万円　補助率：最大3/4 （通常1/2）、小規模2/3
【事業再開枠】補助上限：50万円　定額(10/10)　※特別枠に上乗せ

■問い合わせ先　ものづくり補助金事務局 http://portal.monodukuri-hojo.jp/

②持続化補助金
小規模事業者の販路開拓等の取組を支援
【特別枠】補助上限：100万円（通常50万円）　補助率：最大3/4(通常2/3)
【事業再開枠】補助上限：50万円　定額(10/10)　※通常枠・特別枠に上乗せ

■問い合わせ先　全国商工会連合会 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/
日本商工会議所　https://r1.jizokukahojokin.info/

③ＩＴ導入補助金
ＩＴツール導入(PC・タブレット端末のレンタルも対象)による業務効率化等を支援
補助上限：30～450万円　補助率：最大3/4 （通常1/2）

■問い合わせ先　一般社団法人サービスデザイン推進協議会 https://www.it-hojo.jp/

●この他、「新しい生活様式への対応」等に関する支援を予定しておりますので、詳細が決まり次第改めて掲載します。

【新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口】

■日本政策金融公庫　青森支店　017-734-2511(中小企業事業)
017-723-2331(国民生活事業)
弘前支店　0172-36-6303八戸支店0178-22-6274
■商工中金　青森支店　017-734-5411、八戸支店0178-45-8811
■青森県信用保証協会　017-723-1354
■青森県よろず支援拠点　017-721-3787
■各商工会議所　■青森県商工会連合会　■青森県中小企業団体中央会

農林漁業者の方など向け（主なもの）

○資金繰りにお困りの方

新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に影響を受けた農林漁業者は、優遇された金融支援策がご利用いただけます。

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">資金名</th><th colspan="3">融資対象</th><th colspan="4">特例措置</th></tr>
<tr><th>農</th><th>林</th><th>漁</th><th>利子</th><th>担保</th><th>保証料</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">日本政策金融公庫</td><td>農林漁業セーフティネット資金</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="8">実質無利子化（5年又は10年）</td><td rowspan="8">実質無担保化（農林漁業施設資金を除く）</td><td rowspan="4"></td><td>1,200万円まで増額</td></tr>
<tr><td>農林漁業施設資金</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>スーパーL資金</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>経営体育成強化資金</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">民間金融機関</td><td>農業近代化資金</td><td>○</td><td></td><td></td><td rowspan="4">免除（5年）</td></tr>
<tr><td>農業経営負担軽減支援資金</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>漁業近代化資金</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>漁業経営維持安定資金</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

■取扱金融機関　　県内融資機関（日本政策金融公庫青森支店、農協、銀行、信漁連等）
■問い合わせ先　　青森県団体経営改善課　TEL017-734-9459（農業団体指導グループ）
　　水産振興課　　TEL017-734-9588（水産経営グループ）